

吹田市立市民ギャラリー条例施行規則一部改正の骨子案

1 趣旨と概要

吹田市立南山田市民ギャラリーの貸室（以下「施設」といいます。）の使用許可申請手続の利便性向上のため、公共施設ウェブ予約システム（以下「システム」といいます。）を導入するに当たり、施設の使用許可申請におけるシステムの役割、システムによる手続を行うべき期間等について定めることで、システムを効率的に運用し、利用者サービスの向上を図るものです。

2 改正の内容

(1) 施設を使用しようとする人は、施設窓口での本申請及び使用料の納付の前に、システムによる申込みが必要となります。なお、システムの利用に当たっては、事前に利用者登録手続が必要です。

(2) システムによる施設の申込期間は、次のとおりです。

ア 抽選申込み

(ア) 申込者の区分が市内の場合

使用しようとする日の7月前の日の属する月の25日から末日まで

(イ) 申込者の区分が市外の場合

使用しようとする日の4月前の日の属する月の25日から末日まで

イ 先着申込み

(ア) 申込者の区分が市内の場合

使用しようとする日の6月前の日の属する月の2日の正午（1月の場合は、5日の正午）から使用しようとする日の前日まで

(イ) 申込者の区分が市外の場合

使用しようとする日の3月前の日の属する月の2日の正午（1月の場合は、5日の正午）から使用しようとする日の前日まで

(3) システムによる申込みをした人（抽選申込みの場合は、抽選に当選した人）は、次の期間内に施設窓口で本申請をする必要があります。その際に使用料を納付していただきます。

ア 抽選申込み

(ア) 申込者の区分が市内の場合

使用しようとする日の6月前の日の属する月の1日の正午（1月の場合は、4日の正午）から7日（1月の場合は、10日）まで

（イ） 申込者の区分が市外の場合

使用しようとする日の3月前の日の属する月の1日の正午（1月の場合は、4日の正午）から7日（1月の場合は、10日）まで

イ 先着申込み

システムによる申込みをした日から7日間（申込日を含む）

（4）上記（3）の期間内に施設窓口での本申請を行わなかった場合は、システムによる申込みはなかったものとみなされます。

（5）上記（1）に伴い、使用許可を受けた後の使用日時の変更は、新たな申請として、システムによる申込みが必要となります。

（6）上記（5）に伴い、使用許可を受けた後の使用内容の変更は、使用日時以外の内容（使用付属設備、使用目的、使用人数等）に限って可能とします。

（7）使用時間の超過の申請は、使用しようとする日の当日に限って、可能とします。

3 施行予定年月日

令和7年（2025年）4月1日から施行します。